

子ども・子育て会議（第 39 回）提出資料

食材料費（副食費）の取扱いに関する方向性（案）への意見

平成 30 年 11 月 22 日／全国保育協議会 副会長 佐藤秀樹

資料には、2 号認定子どもの「副食費」について、実費徴収とすることが示されています。

本会は、第 37・38 回の子ども・子育て会議に意見書を提出したように、この実費徴収とする扱いについて反対します。

「子どもの最善の利益」のために、2 号認定子どもの副食費について、現状でも公定価格の設定上、基本額の事業費として積算されており、これを維持すべきと考えます。

子どもの健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設として、子どもたちの福祉を積極的に増進することに、もっともふさわしい生活の場を求められている私たち保育者にとって、食育も含めた食への取り組みは教育・保育の大切な役割であり、家庭での食生活の補完、子どもの貧困への対応、子ども一人ひとりの状況に応じたアレルギー児や障害のある子ども等へ確実に対応して子どもの育ちを保障するためにも、現状のままとすべきです。

保護者は、食材料費が保育料に含まれ、自己負担であることを十分に理解されていません。無償化にともなって、保護者が混乱するような実費徴収としないよう、総合的な判断をいただくよう、お願いいたします。

なお、これまで副食費は、保護者負担であっても基本負担分の保育料の一部として位置づけられています。保育料の無償化を理由に実費徴収へと位置づけを変えるべきではなく、現在と同様に保育料として副食費を行政が保護者から徴収すべきです。

以上